

議案第3号

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年1月16日提出

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

（1）市制施行記念日

第3条第2項中「前項第2号及び第3号」を「前項第3号及び第4号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

休業日の変更に伴い、規則の改正が必要なため。

(休業日)

第3条 施行規則第104条で準用する施行規則第61条第1号及び第2号に規定する日以外に同条第3号の規定により教育委員会が定める高等学校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで

(2) 夏季休業日 7月21日から8月27日まで

(3) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで

(4) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

(5) その他校長が必要と認めた日。ただし、実施日の20日前までに休業日申請書(第1号様式)を提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 校長は、前項第2号及び第3号に規定する休業日については、前年度の末日までに教育委員会に届け出て、それぞれの時期を変更し、又は日数を減ずることができる。

(1) 市制施行記念日